

消 防 危 第 4 5 号
消 防 特 第 3 0 号
1 4 保 安 第 5 号
平 成 1 4 年 3 月 2 7 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

関係道府県高圧ガス保安法担当部長 殿

総務省消防庁予防課危険物保安室長

総務省消防庁防災課特殊災害室長

経済産業省原子力安全・保安院保安課長

石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく新設等の届出に係る第一種事業所又はその施設に係る消防法又は高圧ガス保安法の規定に基づく許可申請の受理について

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第9条第1項の運用について、内閣府総合規制改革会議事務室を經由して寄せられた内外からの意見・要望の中に、「石油コンビナート等災害防止法の不指示期間に関係なく、個別法の審査を同時並行して進め、不指示の通知が出た段階で速やかに許可して欲しい」旨の要望がありました。

同項の解釈については、下記のとおりですので通知します。

各道府県におかれましては、下記の解釈により適切な運用を行い、保安の確保に遺漏なきようお願い致します。

また、消防防災主管部長におかれましては、貴道府県内関係市町村に対しても、この旨周知されるようお願い致します。

記

石油コンビナート等災害防止法第9条第1項は、同法第5条第1項又は第7条第1項の規定に基づく届出に係る第一種事業所又はその施設について、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項又は高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項若しくは第14条第1項の規定に基づく許可申請があった場合に、石油コンビナート等災害防止法第8条第5項の規定による期間（同条第6項の規定により同条第5項の規定による期間が延長されたときは、その延長後の期間）が満了する日（同条第1項の規定による指示又は同条第7項の規定による通知があったときは、当該指示又は通知があった日、以下「指示期間満了等に係る日」という。）までは、消防法又は高圧ガス保安法の許可をしてはならないと規定している。

本規定は、指示期間満了等に係る日以降でなければ、消防法又は高圧ガス保安法の許可申請を受理してはならないとの趣旨ではなく、許可をしてはならないとしているのみである。したがって、指示期間満了等に係る日以前において消防法及び高圧ガス保安法の許可申請を受理し、当該申請内容の審査を行っても、何ら差し支えないものである。